

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念

「新湊大橋 10th アニバーサリーウォーク」企画運営等業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念「新湊大橋 10th アニバーサリーウォーク」の企画運営等業務受託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念「新湊大橋 10th アニバーサリーウォーク」企画運営等業務

(2) 業務内容

別紙「新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念「新湊大橋 10th アニバーサリーウォーク」企画運営等業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 3 0 日(水)まで

(4) 委託に係る予算上限額

金 5, 6 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)

受託業者の負担などにより、上記予算を超える事業を実施することも可能とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 富山県内に活動拠点があり、射水市大島分庁舎等で行う打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。
- (2) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

4 参加申込

本プロポーザルの参加を希望される場合は、「参加申込書(様式 1)」を令和 4 年 6 月 2 0 日(月) 1 7 時までに電子メール、書面持参又は FAX により提出すること。提出後は、必ず電話で到達の確認をすること。

(1) 関係書類の交付

射水市のホームページからダウンロードにより交付する。

(2) プロポーザルに関する質疑

質疑がある場合は、10で定めた問い合わせ先に連絡すること。

(3) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

5 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加申込した者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。左綴りとし、用紙サイズはA4を基準とする。A3を含む場合は、折込等を行いA4サイズに統一すること。なお、提出された書類は返却しない。

	提出書類	部数	備考
①	届出書	1部	指定様式による(様式2) ※代表者印を押印すること
②	企画提案書	7部	任意様式 ・開催概要、当日スケジュール、安全対策 ・実施体制(事業実施体制、開催当日の運営体制) ・イベント告知方法(募集告知を含む) ・その他自由提案
③	実施スケジュール	7部	任意様式 業務実施にあたっての工程
④	事業者概要	7部	任意様式 会社の業務内容等
⑤	見積書	7部	任意様式(原本1部、写し6部) ※積算内訳も提出すること ※消費税及び地方消費税を含めること

(2) 提出期限

令和4年6月28日(火)17時(必着)

(3) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送により、10で定めた提出先に提出すること。

6 選考方法

新湊大橋開通10周年・海王丸パーク開園30周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)事務局において、企画提案書による書面審査により採用者を決定する。

(1) 審査基準

次の項目等により審査する。

- ① イベントへの参加意欲を引き出す企画内容となっているか
- ② 事業を円滑かつ確実に、そして安全に実施できる内容となっているか
- ③ 内容や実施方法に工夫がなされているか

④ 参加者の募集方法や集客等に工夫がなされているか

⑤ 企画内容に対する見積金額は適切か など

(2) 審査結果の通知

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知する。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

7 契約に関する事項

実行委員会は、審査により採用となったものと委託限度額の範囲内において契約を締結する。契約内容は企画提案書の内容を基本とし、実行委員会と協議の上確定するものとする。

8 その他

(1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。

(2) 会場使用料、謝金、旅費、イベント運営料、広報、資料等の作成・送付等に要する費用その他一切の費用を見込んで経費見積書を提出することとする。

(3) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和4年6月28日(火) 17時までに辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 次に掲げる提案は無効とする。

① 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合

② 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(5) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(6) 委託業務に伴って発生した著作権は、すべて実行委員会に属するものとする。

9 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 参加者の募集開始 | 令和4年6月14日(火) |
| (2) 質問の受付 | 令和4年6月14日(火) から6月16日(木) まで |
| (3) 質問の回答 | 令和4年6月17日(金) 射水市ホームページで行う |
| (4) 参加申込締切 | 令和4年6月20日(月) 17時 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和4年6月28日(火) 17時 |
| (6) 審査結果通知、契約締結 | 令和4年6月29日(水) 以降 |

10 提出及び問い合わせ先

新湊大橋開通10周年・海王丸パーク開園30周年記念事業実行委員会事務局
(射水市河川・港湾課内)

所在地 〒939-0292 射水市小島703番地

電話 0766-51-6684

FAX 0766-61-6694

メールアドレス kasen-kouwan@city.imizu.lg.jp

(様式 1)

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念事業実行委員会事務局
(射水市役所河川・港湾課内)

F A X 0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 9 4

E-mail kasen-kouwan@city.imizu.lg.jp

参 加 申 込 書

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念「新湊大橋 10th アニバーサリーウ
オーク」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を下記のとおり申し込み
ます。

令和 年 月 日

事業者名		
所在地	〒	
代表者職氏名		
担当部署		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	
	担当者職氏名	

(様式2)

届 出 書

(宛先) 新湊大橋開通 10 周年・海王丸開園 30 周年記念事業実行委員会会長

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念「新湊大橋 10th アニバーサリーウオーク」企画運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、次のとおり提案書等の関係書類を提出します。

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 届出書 (様式2) | 1 部 |
| <input type="checkbox"/> 企画提案書 (任意様式) | 7 部 |
| <input type="checkbox"/> 実施スケジュール (任意様式) | 7 部 |
| <input type="checkbox"/> 事業者概要 (任意様式) | 7 部 |
| <input type="checkbox"/> 見積書 (任意様式) | 7 部 |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

令和 年 月 日

(提出者) 所在地

事業者名

代表者職氏名

印

(連絡先) 担当部署

担当者職氏名

電話番号

メールアドレス